

能美市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第5項の規定により随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年1月16日

能美市監査委員 齊 藤 敏 明

能美市監査委員 南 山 修 一

1 監査の実施日及び対象工事

実施日 令和6年12月25日（水）

対象工事 まち整備課

- ・福岡小学校体育館床改修工事
- ・健康福祉センター機械警備用機器設置工事

2 監査の方法及び着眼点

1件の請負金額が130万円以上の請負工事で工事成績評定点70点未満の令和5年度分工事について、関係図書及び工事成績採点表により施工状況を審査し、また、担当職員から減点等の要因及び対策、現場監督員としての今後の取り組み方針等の説明を聴取するなどの方法で実施した。

3 監査の結果

今回の評定点が低くなった原因は、関係書類の提出の遅れや不備によるものであるが、その後の対応や指導等の事務執行・施工状況については、おおむね適正であると認めた。

今後については、書類の整備も含め施工管理が徹底されるよう下請けを含めた施工業者と現場監督員による綿密な協議・指導が望まれるとともに、職員の監督能力の向上や全庁的に事例を共有し連携していくことも重要であると思われる。